

令和4年度
笹目東小学校 PTA 定期総会資料
書面総会

【期間】 令和4年5月20日～5月27日

※招集しての総会はありません。5月27日をもって承認とさせていただきます。

【審議】 承認されない場合の申告を5月27日（月）まで担任を通して受け付けます。

※総会資料を御読みいただき、各議案、審議事項に対し承認されない場合は、会員氏名
生徒学年、クラス、否認理由を明記いただき、担任の先生を通して申告をお願いします。

※否認申告の無い方は総会を承認されたものとします。

※申告の期日超過、無記名、否認理由の記載のないものは無効とし、承認されたものとします。

1. 議事

第1号議案 令和3年度 事業報告

第2号議案 令和3年度 決算報告

第3号議案 令和3年度 会計監査報告

第4号議案 令和4年度 新役員（案）承認

第5号議案 令和4年度 事業計画（案）承認

第6号議案 令和4年度 予算（案）承認

家庭教育宣言

現代の子供たちを取り巻く環境は、様々な情報伝達ツールの発達により、必要性の是非に関わらず、流れ込む情報に翻弄されている状況です。

このような環境の中で、自立した人間形成、社会で生きていくコミュニケーション力、健全な心身をはぐくむ為の生存力を身に付ける為には、もう一度、これまでの家庭、学校、地域社会での教育のあり方を振り返り、協働して子供たちを育てることが重要です。その中でも家庭での教育、習慣は最も重要であると考えます。

戸田市公立学校PTA連合会では、子供たちへの家庭での教育、習慣を身に付ける為の基本的な指針を定め、家庭の中で実践することが大切だと考え、ここに「家庭教育宣言」をします。

~~~~~

### 1 子供の自主性を尊重して、自立した人間性を育みます

○すすんで挨拶・返事をさせます

### 2 他者への思いやりや優しさを大切にして、健全な心を育みます

○いじめを絶対にさせない、見逃さないようにさせます

### 3 社会の一員であることを自覚し、ルールを守る心を育みます

○すすんで家の手伝い、地域活動への参加をさせます

### 4 規律のある生活習慣・食生活で、健全な体を育みます

○早寝、早起き、朝食を習慣化させます

### 5 毎日の基本的な学習習慣で、<sup>たくま</sup>逞しく生きるための知を育みます

○家庭学習を習慣化させます

~~~~~

平成28年6月

戸田市公立学校PTA連合会

令和3年度 事業報告書

全 体 活 動			
実施日	活 動 内 容	実施日	活 動 内 容
令和3年		令和4年	
5月17日	プール清掃手伝い	1月27日	執行部会
5月20日	執行部会	2月2日	執行部会
5月25日	PTA総会(書面総会)	2月22日	戸田市P連会長会
6月2日	執行部会	2月24日	卒業記念品集金
6月2日	戸田市P連総会	3月8日	学校運営協議会
6月9日	戸田市P連会長会	3月15日	会計監査(後期)
6月18日	執行部会	3月16日	会計監査(後期)
6月29日	いじめ問題等対策委員会	3月17日	プリムローズ運営委員会
7月5日	執行部会	3月22日	戸田市P連会長会
7月9日	50周年事業会議	3月23日	第50回卒業式
7月9日	プリムローズ運営委員会	4月11日	入学式
7月20日	50周年事業工事開始	4月12日	戸田市P連会長会
7月30日	50周年事業会議	4月21日	執行部会
8月23日	学校運営協議会	5月20日	PTA総会(書面総会)
8月25日	学校校庭除草		
9月1日	会計引継ぎ会議		
9月14日	50周年式典撮影		
9月14日	戸田市P連会長会		
9月16日	50周年式典撮影		
10月1日	学校運営協議会		
10月4日	会計監査(前期)		
10月5日	戸田市P連会長会		
10月12日	会計監査(周年事業)		
10月30日	開校50周年記念式典		
11月2日	戸田市P連会長会		
11月17日	青少年健全育成協議会(オンライン)		
12月14日	戸田市P連会長会		
12月20日	執行部会		
12月21日	学校運営協議会		
令和4年			
1月11日	一斉下校		
1月14日	通学班編成		
1月18日	戸田市P連会長会		

第2号議案

認定第2号

令和3年度 菅目東小学校PTA決算報告書

収入済額	¥2,326,968
支払済額	¥369,245
差引残高(翌年に繰越)	¥1,957,723

収入の部

項 目	本年度予算額	本年度収入済額	比較増減	備 考
1. 会 費	777,000	775,500	△ 1,500	児童世帯数、職員
2. 補助金	362,840	362,840	0	市補助金
3. 雑収入	100	15	△ 85	預金利子等
4. 繰越金	1,188,613	1,188,613	0	前年度繰越金
合 計	2,328,553	2,326,968	△ 1,585	

支出の部

款	項	目	節	本年度予算額	本年度支出済額	比較増減	備 考		
1	1.運営費	1.需要費	1 消耗品費	95,000	104,770	△ 9,770	コピー用紙、インフルエンザ対策費、コロナ対策		
			2 印刷製本費	12,000	0	12,000	総会資料作成費等		
			3 通信運搬費	20,000	12,000	8,000	役員、各部への通信費		
			4 備品購入費	70,000	7,383	62,607	ネームホルダー、会計帳簿ファイル代等		
			5 渉外費	10,000	0	10,000	市P連懇親会費等		
		2.会議費	1 総 会 費	12,000	6,000	6,000	褒賞代		
			2 運営委員会費	30,000	1,350	28,650	諸会議茶菓子代		
		3.事務費	1 旅費交通費	2,500	0	2,500	役員出張旅費		
			2 慶弔費	30,000	40,000	△ 10,000	歳別、見舞い、祝い金等		
			3 雑 費	2,500	660	1,840	事務用品費		
		小 計				284,000	172,173	111,827	
		P T A 活 動 費	1.各部活動費	1 総務部会費	50,000	0	50,000	ティーパーティー、校庭除草等	
				2 文化部会費	0	0	0	家庭教育学級、文具	
3 広報部会費	150,000			0	150,000	わかば印刷代			
4 補助部会費	30,000			0	30,000	安全指導活動費、防犯対策等			
5 学年会費	0			0	0	学年活動行事費			
2.児童福利費	1 就学奨励費		0	0	0	新入生記念品代			
	2 卒業記念品費		0	0	0	卒業記念品代			
	3 調査研究視察費		0	0	0	林間学校補助			
3.渉外費	1 市P連交流費		0	0	0	スポーツ大会参加補助			
小 計				230,000	0	230,000			
3.特別活動費	1.活動費		1 周年事業準備金	0	0	0	周年事業準備金		
			2 おやじの会会費	10,000	0	10,000	運動会花火代		
			3 環境整備費活動費	0	0	0	環境整備活動費		
	小 計				10,000	0	10,000		
4.負担金	1.負担金	1 各種団体負担金	55,000	37,748	17,252	市P連会費			
5.全体事業	1.補助費	1 学校運営補助費	100,000	106,435	△ 6,435	学校運営補助			
6.掛 金	1.共済費	1 保険会費	80,000	50,430	29,570	世帯・教職員			
		2 賠償責任保険	0	0	0	児童数×単価			
	小 計				80,000	50,430	29,570		
2.子	1.子備費	1.子備費	1,569,553	2,459	1,587,094				
合 計				2,328,553	369,245	1,959,308			

会 計 監 査 報 告 書

令和3年度、笹目東小学校PTAの会計処理にあたり、同会則に基づく、監査結果について、次のとおり報告いたします。

令和3年4月 / 日～両会計の収入支出について、関係帳簿及び証拠書類を監査した結果、いずれも正確に処理されており、両会計の計算は適正であると認めます。

令和 4 年 3 月 16 日

監 査

橋本 洋子



監 査

栗原 宏美



令和4年度 PTA役員一覧表(案)

執 行 部		
役 職		氏 名
顧 問		鈴 木 力
顧 問	校長	片 岡 昭 博
会 長		中 島 朋 美
副 会 長	教頭	伊 藤 和 三
副 会 長		浅 井 ひとみ
会 計		天 野 朱 利
会 計		本 橋 美 沙 子
会計監査		塚 原 由 美 子
会計監査		水 越 瑞 穂

第6号議案

議案第3号		令和4年度笹目東小学校PTA予算(案)					
				収入・支出総額	2,594,103円		
収入の部							
項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要			
1. 会 費	281,000	777,000	△ 496,000	(児童世帯527世帯、職員35)×@500			
2. 補助金	355,280	362,840	△ 7,560	市補助金7均等割 122,000 , 児童割 648人×360円			
3. 雑収入	100	100	0	預金利子等			
4. 繰越金	1,957,723	1,188,613	769,110	前年度繰越金			
合 計	2,594,103	2,328,553	265,550				
支出の部							
款 項	目	節	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要	
1	1.運営費	1 消耗品費	95,000	95,000	0	感染症対策費・コピー費等	
		2 印刷製本費	2,000	12,000	△ 10,000	総会資料作成費等	
		3 通信運搬費	20,000	20,000	0	通信費	
		4 備品購入費	20,000	70,000	△ 50,000	会計帳簿ファイル代等	
		5 渉外費	0	10,000	△ 10,000	市P連総会費、周年事業等	
	2.会議費	1 総 会 費	12,000	12,000	0	褒賞代	
		2 運営委員会費	5,000	30,000	△ 25,000	諸会議茶菓子代等	
	3.事務費	1 旅費交通費	0	2,500	△ 2,500	出張旅費	
		2 慶弔費	30,000	30,000	0	見舞い、祝い金等	
		3 雑 費	2,500	2,500	0	事務用品等	
小 計			186,500	284,000	-97,500		
P T A 活 動 費	1.各部活動費	1 総務部会費	50,000	50,000	0	校庭除草等	
		2 文化部会費	0	0	0	家庭教育学級、文具代	
		3 広報部会費	0	150,000	△ 150,000	わかば印刷	
		4 補導部会費	30,000	30,000	0	安全指導活動、防犯対策等	
		5 学年会費	0	0	0	学年活動行事費	
	2.児童福利費	1 就学奨励費	0	0	0	新入生記念品代	
		2 卒業記念品費	0	0	0	卒業記念品代	
		3 調査研究視察費	0	0	0	林岡学校補助	
	3.渉外費	1 市P連交流費	0	0	0	スポーツ大会参加補助	
	小 計			80,000	230,000	-150,000	
3.特別活動費	1.活動費	1 周年事業準備金	50,000	0	50,000	周年事業へ支出	
		2 おやじの会会費	10,000	10,000	0	活動補助費	
		3 環境整備費活動費	0	0	0	環境整備活動代	
	小 計			60,000	10,000	50,000	
4.負担金	1.負担金	1 各種団体負担金	55,000	55,000	0	市P連会費、児童数×@68+1,500円	
5.全体事業	1.補助費	1 学校運営補助費	100,000	100,000	0	学校運営補助費	
6.掛 金	1.共済費	1 保険会費	80,000	80,000	0	世帯・教職員	
		2 賠償責任保険	0	180,000	△ 180,000	児童数×単価	
	小 計			80,000	260,000	-180,000	
2.子	1.子納費	1.子納費	1 子 備 費	1,882,603	1,389,553	493,050	
合 計			2,594,103	2,328,553	115,550		

戸田市立笹目東小学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、戸田市立笹目東小学校PTAと称し、事務局を戸田市立笹目東小学校内におく。

(目的)

第2条 この会は、戸田市立笹目東小学校における学校教育の支援の推進母体となり、児童の保護者と教師が協力して、学校と家庭における教育について理解を深めると共に、学校教育の振興、充実と児童の校外における教育環境の改善、整備に協力し、もって児童の健全な成長をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育の民主的運営の達成に協力すること。
- (2) 学校、及び家庭における教育の調査・研究に関すること。
- (3) 学校、及び家庭教育の充実、振興に関すること。
- (4) 地域社会における環境教育の改善、整備に関すること。
- (5) 学校と家庭との連絡、及び協力活動に関すること。
- (6) 教育に関する他の団体との連携、及び協力活動に関すること。
- (7) その他、この会の目的達成に必要と認める事業。

(性格)

第4条 この会は、教育を本旨とする独立した組織であるため、この本旨に反する他の団体や人の支配、干渉に対しては関与しない。

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 この会の会員となることのできる者は、戸田市立笹目東小学校児童の保護者、及び教職員とし、これをもって組織する。

2 入会及び退会については以下の通りとする。

- (1) 本校 PTA は入会届をもって入会したものとみなす。
- (2) 会員期間は、入会届提出日から翌年の入会届締め切り日までとする。
- (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる。また、所定の退会手続きをもって本校 PTA を退会できる。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 6名 以内(内1名は教頭) |
| (3) 会計 | 3名 以内 |

- (4) 会計監査 3名 以内
(選出)

第7条 この会の役員は、次に定める方法により選任する。

- (1) 会長、副会長、会計監査は、理事会で会員中より候補者を推薦し、総会において承認を得るものとする。
- (2) 学校教職員は理事となる。

(職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、この会の事業の推進に当たると共に、理事会において議案を審議する。
- 4 会計は、この会の会計に関する事務を処理する。
- 5 会計監査は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に若干名の顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本会又は本校に特に功労があったもの、及び学識経験者の中より理事会の同意を得て会長が推薦する。
- 3 顧問は、本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第10条 役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(区分)

第11条 この会は、総会、理事会とする。

(総会)

第12条 総会は定期総会と臨時総会とし、この会の最高の決議機関とする。

- 2 定期総会は、毎年原則として6月末までに開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上の者が議題を定め、要求があったときに開催する。
- 3 総会では、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 事業報告、及び決算報告の承認
 - (2) 事業計画、及び予算の審議決定
 - (3) 会員の選任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他必要と認める事項

4 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

(理事会)

第13条 理事会は、正副会長、会計をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。また、理事の5分の1以上の者が、議題を定め要求があったときは、会長はこれを召集しなければならない。

- 2 理事会は、この会の運営に関する事項について審議する。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数によって決する。

第4章 運営

(専門部)

第14条 この会は、前条各事業の円滑な運営をはかるため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 補導部

- 2 前項に定める専門部会は、理事をもって構成し、この会の事業を推進し、執行する。
- 3 各専門部の所管する事項は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 総務部 | 庶務・学校環境に関する、及び他の部に属さない事項 |
| (2) 広報部 | 本会の活動を、広く伝える事項 |
| (3) 補導部 | 校外生活での補導と交通安全に関する事項 |

(特別専門部会)

第15条 この会の運営上必要と認めた場合には、特別専門部会をおくことができる。

第5章 経理

(経費)

第16条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、年間500円とする。
- 3 退会時の会費の返還はなしとする。

(監査)

第17条 会計監査は、毎年中間期に1回、年度末に1回実施し、総会において報告する。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 個人情報保護

(個人情報保護)

第19条 個人情報保護法の改正・施行(H29.5.30)に伴い、この会は、この法律の内容を理解し履行する。

- 2 この会の会員及び児童の個人情報の取得に当たっては、この会以外には使用しない。また、他の組織への流用はしない。
- 3 個人情報の利用は、この会の活動以外には使用しない。
- 4 集約された個人情報は笹目東小学校PTA担当副会長と総務部部長が管理する。管理するにあたり、電子管理にはパスワードの設定をし、紙の場合は施錠できるPTA保管庫に保管す

る。

5 当該本人から個人情報の訂正及び削除が求められた場合は、これに応じる。

第7章 その他

(慶弔規定)

第20条 本会の会員及び児童の慶弔については、次の通りとする。

2 教職員に、次の慶事があるときは、祝い金を本会より支出する。

(1) 結婚の場合 5,000円

(2) 出産の場合 5,000円

3 本会は次の場合、弔慰金を支出する。

(1) 会員死亡の場合 5,000円

(2) 児童死亡の場合 5,000円

4 本会は次の場合、見舞金を支出する。

(1) 児童の入院(20日以上)の場合 5,000円

(2) 教職員の入院(20日以上)の場合 5,000円

5 その他、特別な事情があるときは三役にて協議、決定し、この場合には次の理事会で報告しなければならない。

(その他)

第21条 会則に定めのない事項については、理事会で協議し、定めるものとする。

附則

この会則の改廃は、総会の決議による。

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

この会則は、昭和55年4月27日から一部を改正し、施行する。

この会則は、昭和61年5月10日から一部を改正し、施行する。

この会則は、昭和62年5月9日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成14年3月14日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成18年5月12日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成20年4月1日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成23年4月1日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成24年4月1日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成25年4月1日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成26年4月1日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成27年4月1日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成30年5月11日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和元年5月10日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和2年7月10日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和4年5月16日から一部を改正し、施行する。